

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内における雇用情勢の変化にかんがみ、高等技術専門校における訓練の定員を見直す等の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 高等技術専門校で行う職業訓練の訓練生定員を次のとおり改める。

専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	
				改正前	改正後
鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	介護福祉士養成科	5人	20人
		短期課程	総合実務科	15人	12人
			PCネットワーク科	10人	15人
鳥取県立米子高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	介護福祉士養成科	5人	15人

(2) 入校願書の保護者氏名欄を削除する。

(3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成22年4月1日とする。